

基本目標 5 男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用
 施策 5-2-(1) 男女平等センター「ブーケ21」のさらなる活用の推進
 No. 166 新たな団体区分の創設

新たな団体区分の創設について

1 概要

- ・本センターは、女性の利用が活発である一方で、男性や若年層の利用が少ない現状に鑑み、誰もが訪れやすく、利用しやすい施設とするため、令和5年に、名称を「女性センター」から「男女平等センター」に変更した。
- ・男女共同参画の意識や機運は高まりつつある一方で、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)など、依然として根強い課題が残っている。
- ・こうした課題に対応し、男女共同参画社会の実現を図っていくためには、女性・男性いずれに対しても、センターの積極的な利用と意識啓発を促進していくことが重要である。
- ・このため、現行の「構成員の5割以上が女性」である登録団体に加えて、施設の設置目的に合致する活動を行う団体を対象に、性別を問わず登録できる新たな団体区分を設け、利用の促進とさらなる活用を図る。

【登録団体のイメージ（登録の幅を拡大）】



2 登録団体の要件等

区 分	現行の登録団体	新たな登録団体
構成員の性別要件	5割以上が女性	なし
活動内容	施設の設置目的「女性の地位向上と社会参加の促進」を踏まえ、社会教育的・文化的活動を広く認める。 (例) 学習会・研究活動、普及啓発活動、コーラス、ダンス、手工芸など	男女共同参画行動計画 2023 に位置付けられた施策の内容に合致する活動 (例) パパの会、子育て世代の交流、防災・ボランティアの地域活動など

※利用申込や使用料減額などの取扱いは、現行の登録団体と同様とする。